

介護職員初任者研修課程における修了評価の方法

事業所名 医療法人光陽会

修了認定は、学則に記載された条項に違反せず、カリキュラムを全て履修し、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

1. 修了評価は、筆記試験により行う。ただし、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価については、各演習時間内で技術習得度の評価を行う。

2. 認定基準は、次のとおり、理解度の高い順に A,B,C,D の4区分で評価した上で、C以上の評価の受講者を、評価基準を満たしたものとして認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。

認定基準（100点を満点とする）

A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満

3. 「こころとからだのしくみと生活支援技術」の次の項目については、各演習時間内で技術習得度の評価を行う。

チェックリストによりA～Dの4区分で評価を行い、各項目A及びBの者を一定レベルに達している者とする。

（評価区分）

A：基本的な介護（介助）が的確にできる

B：基本的な介護（介助）が概ねできる

C：技術が不十分

D：全くできない

未達の取り扱い：一定レベル未達の場合は、講義時間内において繰り返し到達するまで行う。

4. 修了評価の合格判定で「不合格」となったときは再試験を実施する。

不合格者に対しては、翌日以降に日程を調整し再試験を実施する。（試験料は無料）